



愛知県健康福祉部長
野村 道朗

「安心できる 健康・福祉社会づくり」をめざして

愛知県では、二十一世紀初頭におけるあいちの福祉の進むべき方向を、県民に明らかにするため「あいち福祉ビジョン」を平成十三年に策定し、逐次、社会情勢の変化に伴い、新たに発生した福祉に対する課題に対応するため、計画の見直しを行いながら、各種施策を推進しています。それらの実施計画のうち高齢者対策につきましても、団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、本格的な超高齢社会を迎えるなか、ひとりで暮らした高齢者や高齢者夫婦、老老介護の高齢者世帯が増えていることから、本県では、孤立死や老老介護などの社会問題に対応するため、配食サービスや緊急通報システムなど、地域の実情に合わせた見守りの関連サービスの実施を進めてきました。しかしながら、複数の見守りサービスをコーディネートして効果的に見守る方法や、見守りを拒否する高齢者の支援やタイムリーな情報把握などが課題となっており、今後は、その解消のため、地域に適した効果的な見守り体制の充実・強化を支援していくこととしています。

また、本格的な超高齢社会においては、高齢者が介護を必要としないようにすることが極めて大切です。このため、本県では、新たに介護予防、認知症予防及び高齢者虐待防止などの機能をもつ、「あいち介護予防支援センター」を常設機関として設置し、市町村が実施する介護予防事業や地域のケアマネジメントを総合的に担う「地域包括支援センター」等をサポートし、高齢者への総合的な支援を行っていくこととしています。

次に生活保護についてですが、一昨年のリーマンショック以来の世界的な金融危機は、想像を超えた速さで全世界に波及し、わが国の経済にも大

きな打撃を与えています。景気の急激な悪化に伴い、製造業の盛んな本県では、非正規労働者の解雇や雇止めなどにより、職と住まいを同時に失くすことを余儀なくされた方が多く発生し、昨年以降、生活保護受給者が急激に増加しています。このところの景気の流れ直しや雇用状況の回復傾向が見られるものの、依然として厳しい状況が続く、高止まりの状態が続いています。そうしたなか、ホームレスについては、第二期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画を昨年三月に策定し、全庁あげて施策の推進を図っています。

今年一月に実施された全国のホームレス調査の結果が先に公表され、本県では、昨年の調査では増加したものの、今年は七百四十七人と対前年調査と比較して百八十二人減少し、過去最少となりました。しかし、ホームレスからの脱却の多くは、生活保護であり、新たな課題もあることから、今後は、生活保護適用後のアフターフォローとして、日常生活の自立、社会生活の自立の支援などに努めてまいります。

最後になりますが、愛知県では、三年に一度開催される国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2010」を、愛知芸術文化センターを主会場に、今年八月二十一日から十月三十一日までの七十二日間開催します。トリエンナーレの中心となります現代美術は、生身のアーティストたちの創造性に富んだ表現となつていきますので、ぜひ皆さまにも愛知県においでいただき、さまざまな体験や感動を多くの方に共有していただきたいと思います。

特集Ⅰ

平成二十二年生活保護

厚生労働省社会・援護局保護課

第六十八次生活保護基準の改定

平成二十二年生活保護基準の改定概要は「参考1」のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明する。

1 子ども手当の支給に伴う児童養育加算の拡充について

子ども手当は、「平成二十二年生活保護基準」における子ども手当の支給に関する法律」により、中学校修了前の児童を対象に、現行の児童手当と併せて子ども一人当たり月額一万三千元が支給される。

生活保護制度における子ども手当の取扱いについては、子ども手当は収入認定の対象となるが、子ども手当の効果は被保護世帯にも及ぶよう、児童養育加算を拡充し、基準額を子ども手当と同額の一万

三千元まで引き上げるとともに、対象者を中学校修了までの児童に拡大することとした。

2 平成二十二年生活扶助基準について

(1) 母子加算の支給について
母子加算については、三党連立政権合意を踏まえ、子どもの貧困解消を図るため、昨年十二月より復活したところであるが、平成二十二年においても、引き続き支給することとした。

母子加算(月額)
二万三千二百六十円
(在宅、一級地、児童一人の場
合)
※ 平成二十一年度と同額

(2) 平成二十二年生活扶助一般基準について
生活扶助基準は、一般国民の消費水準との均衡を適切に図るため、国民の消費動向や社会経済情勢等を総合的に勘案して、改定することとしている。

平成二十二年については、完全失業率が高水準で推移するなど、現下の厳しい経済・雇用状況を踏まえ、国民生活の安心が確保されるべき状況にあることにかんがみ、据え置くこととした。【参考2】

3 公立高校の授業料無償化等に伴う高等学校等就学費の改正について

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学費の支給に関する法律」により、公立高等学校の授業料の無償化及び私立高等学校等に通学する者への高等学校等就学費の支給が行

われることに伴い、同制度の対象となる者については、高等学校等就学費における授業料の支給は行われないこととなる。

一方、従来、高等学校等就学費における授業料の支給対象であつて、公立高等学校の授業料無償化等の対象とならない学校に通学する者については、高等学校等就学費における授業料として従前と同額を支給する。

4 その他の扶助基準

(1) 住宅扶助基準
住宅扶助基準のうち、住宅維持費については、補修のための材料費の物価や労務費の動向などを勘案し所要の改定を行った。

(2) 生業扶助基準
生業扶助基準のうち技能修得費(高等学校等就学費を除く)については、当該消費者物価の動向を勘案し所要の改定を行った。

【参考2】平成22年度生活扶助基準額（月額）

標準3人世帯【33歳・29歳・4歳】

（単位：円）

級地区分	格 差	平成21年度	平成22年度	改 定 率
1級地-1	100.0	162,170	162,170	100.0
1級地-2	95.5	154,870	154,870	
2級地-1	91.0	147,580	147,580	
2級地-2	86.5	140,270	140,270	
3級地-1	82.0	132,980	132,980	
3級地-2	77.5	125,680	125,680	

（注）冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を10円単位で表示

【参考3】最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳・29歳・4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住 宅 扶 助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住 宅 扶 助（注）	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合 計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳・4歳】

（月額：単位：円）

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生 活 扶 助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住 宅 扶 助（注1）	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額（勤労控除）（注2）	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：千葉市、2級地-1：高松市、2級地-2：日立市、3級地-1：輪島市、3級地-2：八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

【参考1】平成22年度生活保護基準改定の概要

（1級地-1、単位：円）

	第65次 （21年4月1日）	第66次 （22年4月1日）	備 考
1 生活扶助基準 （1）居宅（1類+2類） 標準3人世帯	162,170	前年度同額	【3人世帯基準額】 33歳、29歳、4歳 冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含めた額を 10円単位で表示
（2）期末一時扶助費（居宅）	14,180	前年度同額	
【加算等】 妊娠加算（妊娠6ヵ月以上）	13,810	前年度同額	
母子加算 （居 宅） （入院・入所）	-	23,260 19,380	平成21年12月改正
障害者加算 障害等級1・2級 （居 宅） （入院・入所） 重度障害者加算 重度障害者家族介護料 重度障害者他人介護料	26,850 22,340 14,380 12,060 69,960 以内	前年度同額 〃 〃 〃 69,810 以内	
介護施設入所者加算	9,890 以内	前年度同額	
在宅患者加算	13,290	前年度同額	
放射線障害者加算 負傷又は疾病の状況にある者 負傷又は疾病の状況に該当しなくなった者	42,660 21,330	前年度同額 〃	
児童養育加算	5,000 ※	13,000	※3歳未満等：10,000
介護保険料加算	保険料の実費	保険料の実費	
入院患者日用品費	23,150 以内	前年度同額	
介護施設入所者基本生活費	9,890 以内	前年度同額	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	39,500 以内 46,100 以内	前年度同額 〃	
2. 住宅扶助基準 （1）家賃間代等 （2）住宅維持費	13,000 以内 年額 118,000 以内	前年度同額 年額 120,000 以内	
3 教育扶助基準 （1）基準額（月額） 小 学 校 中 学 校 （2）学習支援費（月額） 小 学 校 中 学 校	2,150 4,180 - -	前年度同額 〃 2,560 4,330	平成21年7月創設
4 出産扶助基準 居 宅 施 設	204,000 以内 182,000 以内 +入院料	前年度同額 202,000 以内 +入院料	
5 生業扶助基準 （1）生 業 費 （2）技能修得費 技能修得費（高等学校等就学費を除く） 高等学校等就学費 基本額（月額） 教材代 入学料及び入学審査料 通学のための交通費 学習支援費（月額） （3）就職支援費	45,000 以内 70,000 以内 5,300 実費額 公立高校相当額 実費額 - 28,000 以内	前年度同額 72,000 以内 前年度同額 実費額 公立高校相当額 実費額 5,010 前年度同額	正規の授業で使用する教科書等の購入に必要な額 高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立 高等学校における額 通学に必要な最小限度の額 平成21年7月創設
6 葬祭扶助基準	199,000 以内	201,000 以内	大人の基準額
7 勤 労 控 除 （1）基礎控除（上限額） （2）特別控除 （3）新規就労控除 （4）未成年者控除 （5）不安定就労控除	限度額 33,190 年額 150,900 以内 10,400 11,600 8,000	前年度同額 〃 〃 〃 〃	

(3) その他

重度障害者他人介護料については、他制度における改定を踏まえ、所要の改定を行った。また、出産扶助基準（施設分娩）及び葬祭扶助基準については、これらの扶助の性格を踏まえ、それぞれの実態料金を勘案し所要の改定を行った。

5 最低生活保障水準

生活保護法により保障される最低生活保障水準は、世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額が異なるが、いくつかの世帯を想定して平成二十二年

実施要領の改正等

第六十六次生活保護基準の改正とともに保護の実施要領の一部改正等が行われ、平成二十二年四月一日から適用されることとなった。改正等の概要は次のとおりである。

なお、字句の整理にとどまるものについては省略した。

1 実施責任について（地域生活定着支援センターの調整を受けた事務所所出者の実施責任の明確化）

最低生活保障水準を例示すると「参考3」のとおりとなる。
なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、その他必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が支給されること、及び住宅扶助については例示されている基準額以内でその実費が適用されること等に留意する必要がある。
また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることとなるため、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。

生活定着支援センター」を各都道府県に整備する「地域生活定着支援事業」が実施されたところである。この「地域生活定着支援センター」は、出所後に必要な福祉サービス等のニーズ把握等を行うほか、出所予定者の福祉サービス利用の受入先調整を行い、安定した居住予定地の確保を支援することとしている。
今後、事務所所在地に実施責任が集中している実態等を踏まえ、生活保護法第24条の4を創設し、地域生活定着支援センターの調整を受けて、居住予定地が確保された場合、当該居住予定地を第2の12の(3)にいう居住地と解することと明記した。

2 児童養育加算について

これまで児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象としていなかったが、今後、子ども手当が創設されたことに伴い、同手当の効果が被保護世帯にも及ぶよう、課長通知第7の60を改正し、児童福祉施設に入所している児童であつても、子ども手当の支給対象となつていない場合については、児童養育加算の支給対象とすることとした。

3 生業費について

(1) 初任給支給までの交通費の支給について
就職の確定した被保護者が通勤に際し交通費を必要とする場合、これまで初任給が支給されるまでの間は、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等で賄われていたところである。

しかしながら、保護開始直後で手持ち金が少ない場合等については、活用できる貸付制度がない場合、就労先を見付けことが困難となつてくる事情もあるため、被保護者の就労を支援する観点から、局長通知第7の8(3)及び課長通知第7の18の2を新設し、当座の資金がない場合に限り就職支度費の支給対象とした。

(2) 高等学校等に就学中の者への自動車運転免許取得費用の支給について
高等学校等を卒業し就職後、勤務する上で自動車の運転免許が必要となる場合があるが、従来は、技能修得費のうち高等学校就学費との併給が認められていたのは、資格検定等に要する費用のみに限定して明記しており、高等学校等就学費を受給中の者に運転免許費用を支給することについては、明

確化されていなかったところである。

また、局第7の8(2)ア(キ)において、「免許の取得が雇用の条件となつて等確実な就労するため必要な場合に限り」とこととしていたところであるが、特に高等学校卒業生等者においては、就職内定後、実際に就職するまでの期間に運転免許を取得することを、「雇用の条件」ではないにしろ、内定先での就労に当たって確実に自動車の運転が伴う場合、実際上雇用先より免許の取得が求められることも考えられるところである。

今後、高等学校等に就学中の生活保護受給者の就労を支援する観点から、生活保護法第7の155を改正し、高等学校等を卒業する予定の者で、卒業後の就職先が内定した者に対しては、自動車運転免許が確実に就労するために必要な場合に限り、自動車運転免許の取得に要する費用について支給できることを明確化した。

(3) 高等学校等に就学している者への高等学校就学費の支給
高等専門学校に就学する際に必要となる授業料については、第一・三学年までは公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の支給対象となっており、高等学

校就学費の授業料の支給は必要ないが、第四・五学年に対しては、公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の支給対象となつていないため、局第7の8のイ(オ)を創設し、特別基準の設定があつたものとして、年額二十三万七千六百円の範囲内で高等学校就学費の授業料の支給対象とすることとした。
(4) 若者自立塾の取扱いについて
行政刷新会議の結果、若者自立塾創出推進事業については、平成二十二年より廃止することとなった。
一方、平成二十二年から新しく、「緊急人材育成・就職支援基金訓練社会的事業者等訓練コース合宿型」が創設されたところであり、同事業自体は若者自立塾と同様に被保護者の自立に資するものであることから、引き続き同事業については、生活保護法第7の153を改正し、若者自立塾と同様の取扱いとした。
なお、同事業については、生活保護法第7の104の答(6)に該当するものとし、若者自立塾と同様、課長通知第7の30の答5に規定する「社会福祉施設等」として、敷金等の支給が認められる場合の施設に含むものとする。

4 収入認定について

(必要経費として認める保育所入所支度品目の拡大)

これまで布団カバの購入に必要な費用については、保育所入所支度品目として規定されていなかったところであるが、保育所利用時において衛生上の観点から各自で購入せざるを得ない実態が多いため、必要経費の品目に追加するべきとの意見が自治体から多く寄せられており、一定の必要性が認められることから、生活保護法第81の91を改正し、布団カバについても必要経費の品目に含めることとした。

5 その他（年金担保貸付制度の利用者の取扱い）

平成二十二年二月より、福祉医療機構において、年金担保貸付利用者が生活に困窮した場合等につ

医療扶助の運営要領の改正等

生活保護法による医療扶助の通院移送費については、通院移送費の給付範囲の明確化を図る観点から、「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（平成二十二年四月一日社

いては、返済期間の延長手続きにより月々の返済金額の引き下げを行う取扱いとなつた。
これに伴い、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」（平成十八年三月三十日社援保第0330001号保護課長通知）の一部を改正し、返済期間の延長等により保護を要しなくなることも考えられることから、保護の実施機関においては、保護の相談者・申請者に対して、返済期間の延長手続きを助言するほか、生活保護受給中の者に対しても、必要に応じて同様の助言を行うこととした。

特に、年金担保を繰返し利用し生活保護の申請に至る場合等、保護を却下する場合については、直ちに急迫した状況に陥ることのないよう、必ず返済期間の延長手続きを行うよう助言することとした。

【参考 4】

介護扶助の運営要領の改正について

改正の概要

会計検査院実地検査において、介護扶助と他法他施策のうち、特に自立支援給付の適用関係について適切に行われていない事態が多数の実施主体において、見受けられたため、適用関係に関する取り扱いについて運営要領に詳細に記載したものを、

(主な改正のポイント)

「第1 介護扶助運営方針」について

適用関係円滑な事務執行にあたり、自立支援給付等を所管する自立支援給付等担当部局及び居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携が不可欠であるから、その旨を規定した。

「第5 介護扶助実施方式」について

他法他施策、特に自立支援給付等との適用関係について、40歳以上65歳未満であって、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護又は要支援の状態になった介護保険の被保険者ではない要保護者に対して、介護扶助決定にあたり行うべき事務手続き、体制について規定した。

介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付等（障害者自立支援法）による障害福祉サービスとの対応関係表の作成について

会計検査院の処置要求事項に記載のある是正改善の処置として「介護扶助と自立支援給付等との適用関係について、運営要領等においてより明確にすること」とされたことから、事務担当者が介護扶助における介護サービスと同等のサービスとなる自立支援給付等における障害福祉サービスの把握を容易にするため、対応関係表を作成し、事務の執行に活用するよう規定した。

- ① 「訓練期間」の延長
施設通所事業が行われてきたところであるが、事業の実施率は未だ低調な状況にあり、「生活保護制度」に関する国と地方との協議等において、事業をより活用し易いものとするよう要望されていたところである。
今後、様々な問題を抱える入所者が、可能な限り地域での自立した生活を送れるよう地域生活移行支援策を充実させることを目的として、次のとおり、事業の実施要件の緩和を行ったので、今後、より積極的な事業実施をお願いする。
- ② 「改正概要」
「介護施設居宅生活訓練事業」
① 「訓練期間」の延長
訓練期間を原則六ヶ月（延長によりさらに六ヶ月延長）から原則一年（延長によりさらに一年）へ延長
- ③ 事業実施にあたっての「退所実績要件」の削除
退所者の実績がなかった施設について事業実施を認めない旨の規定を削除
- ④ 訓練対象人員数の要件の明示
やむを得ない事情により利用者が一時的に二名以下となった場合も加算の対象となること

- ⑤ 「保護施設通所事業」
事業期間を原則一年以内（延長によりさらに一年）から、効果測定等による事業効果の検証に基づき、一定期間ごと（最長一年）の更新制に改正
- ⑥ 保護施設の整備について
保護施設における入所者の態様は当該自治体における他法他施策の整備状況等によって異なることから、保護施設の創設に当たっては、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議された。

介護扶助の運営要領の改正等

介護保険の被保険者ではない要保護者については、優先活用が可能な他法他施策がある場合は、他法他施策を優先活用することとしてきたところであり、平成十九年三月には他法他施策、特に障害者自立支援法に基づく自立支援給付等との適用関係等について通知を発

出した。介護扶助と自立支援給付等との適用関係について、様々な機会に周知・徹底を図ってきたところである。
しかしながら、今般、会計検査院が行った実地検査において、本来優先活用すべき自立支援給付等による障害福祉サービスについて

月十日 社援保第0610001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を発出し、それまで「移送に必要な最小限度の額」としかなかった給付基準について、平成二十年四月以降、給付範囲及び給付手続を明確化したところである。
しかし、その後、一部自治体において本来通知で示した一定の手順に従い、個々の事案ごとにその内容を審査した上で、移送の給付決定を行うべきところを、画一的な取扱によって、認められるべき必要な交通費が支給されない事案等が見受けられたことや上記通知後の支給実績等を踏まえ、改めて局長通知等を改正し、給付範囲及び給付手続の徹底を図ったところである。
改正にあたっては、実施機関に

- ① 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言について、区分せず並列列挙する。
- ② 「身体障害等」「へき地等」と例示していた文言について削除
- ③ 「交通費の負担が高額になる場合」という表現の削除
- ④ 支給決定に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにする。
- ⑤ 要保護者に対して事前申請等給付手続の周知を図る。

おける個々の事案ごとに内容の審査が行われるよう、画一的な取扱いと誤解を与えない文書について以下の点について所要の改正を行ったところである。
① 給付の範囲について、国民健康保険の例による「一般的給付」と同例によらない「例外的給付」という給付範囲の文言について、区分せず並列列挙する。

保護施設の運営及び整備について

- 1 保護施設の運営について
(1) 保護施設の運営については、退院促進等の受け皿として居宅での生活が困難な精神障害者の受入れや、障害別に機能分化された施設には適応しない重複障害者の受入れなどの役割を担っているが、近年は、社会生活に適応できず施設に入所せざるを得ない方（ホームレス、アルコール・薬物依存、DV被害者等）の受け皿としても機能している。
現在、保護施設は、入所者の地域生活への移行支援のため、①入所中に行われる「居宅生活訓練事業」、②在宅生活移行後の居宅生

- 活の継続を目的とした「通所事業」、③在宅生活が一時的に困難に陥った場合の「ショートステイ事業」の活用が可能な事業体系となっており、保護施設における地域生活への移行支援と自立支援機能の充実・強化を図るためにも、これらの事業に積極的に取り組むよう、管内保護施設に対して働きかけていた。
- (2) 保護施設居宅生活訓練事業及び保護施設通所事業の実施要綱改正について
保護施設における入所者の地域生活への移行支援として、入所中に行われる「居宅生活訓練事業」や、「在宅生活移行後の居宅生活の継続を目的とした」「保護

活用が図られていない事態が見受けられ、是正及び是正改善の処置が必要である旨の指摘があったところである。
こうした指摘等を踏まえ、現行の「生活保護法」による介護扶助の運営要領について（平成十二年三月三十一日社援第825号厚生省社会・援護局長通知（以下「運営要領」という。）第5の2の記載では、介護扶助と自立支援給付

等との適用関係の考え方や適用関係における地区担当員等介護扶助担当者（以下「介護扶助担当者」という。）が行うべき業務等が不明確であったため、介護扶助と自立支援給付等との適用関係について介護扶助担当者が理解しにくいという声があったことから、運営要領を改正したものである。（参考4）

特集Ⅱ 平成二十二年 度 における生活保護指導監査方針

厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室

平成二十二年 度 における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、生活保護の相談・申請及び新規開始が急増しているところであるが、引き続き「漏給防止」、「差給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も高くなっている。漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を要する者が適切に保護を受けることが出来るよう管内実施機関

に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第二のセーフティネットについても、適切に情報提供を行うことが求められている。

次に差給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除並びに被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対し指導頂いているところであるが、被保護者の増加に伴って一層の指導の徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金、障害者自立支援給付等他法他施策等の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点

検強化など、保護費の適正支給についての指導の強化が更に求められている。

自立支援については、厳しい雇用状況の中、稼働能力がある被保護者の増加から、就労指導だけでなく就労自立支援プログラム等の充実・強化による自立支援も更に重要となっている。このため、就労支援員の配置又は増員、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用等、自立支援の充実強化が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第六十三条に

とが必要である。従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等についても検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況にヒアリングを実施するなど必要な助言指導をお願いしたい。

(2) 平成二十二年 度 の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、

よる返還金及び法第七十八条による徴収金並びに遺留品等の取扱い、日常の現業業務の進行管理などに問題が認められるところであるので、これらの点について未然防止の観点から管内実施機関に対する具体的な指導が重要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(7) 指導監査におけるPDCAサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査に当たっては、管内福祉事務所毎の問題点の把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該福祉事務所のその後の改善状況の確認等一連の事務が、PDCAサイクルを意識して効果的に実施される必要がある。

そのため、監査実施計画（監査の事前準備及び復命会を含む）及び監査の重点事項の策定並びに監査班の編成及びその役割分担と連携等について、十分検討頂きたい。

不適切な事例が未だに認められた。については、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法」による保護の実施要領について（昭和三十八年四月一日社発第二四四十六号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第九の一に基づき、「生活保護問答集について」（平成二十一年三月三十一日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第一編問九の一から二を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。

その際、局長通知第十一の一及び別冊問答集第一編問十一の一から五による「保護申請時における助言指導」の取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終

了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第九の一に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付金など第二のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ)「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目的の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴収している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入等など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場

合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法」による保護の実施要領の取扱いについて（昭和三十八年四月一日社保第三十四号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。第十の十二）に基づき、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか及び保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国

民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導の徹底をお願いする。

(ウ)指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確かな事例、②法第二十七条に基づく文書による指導指示の前に法第二十七条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、③法第六十二条第四項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第二十七条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くみられず放置されている事例などが認められた。

法第二十七条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第六十二条第三項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるた

め、指導指示内容の的確性は勿論、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第二十七条、法第六十二条、局長通知第十一の二、課長通知第十一の二に基づき、別冊問答第十一の二、「生活保護行政を適正に運営するための手引」について、「II指導指示から保護の停止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第二十七条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第二十七条に基づく指導指示内容及び各段階における手続き等が適正かつケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すること、さらに必要に応じて都道府県等本庁へ助言を仰ぐことについての徹底をお願いする。

イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対する指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①契約内容及び利用料金等が不明のまま、保護費全額が事業者名義又は事業者が管理する本人名義の口座に振り込まれている事例、②保護費が当該施設の所在地の基準額を超えて支給されている事例、③事業者が保護費の管理をしているが、当該金銭管理契約の有無、現金出納簿、請求書・領収書の保全状況が不明な事例、④居住保護でありながら少なくとも年に二回以上の訪問調査が計画・実施されず、訪問時において居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など施設内サービスに係る契約内容及び提供状況が不明である事例が認められた。

については、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉法に法的地位づけがない施設及び社会福祉法第二条第三項に規定する生活困窮者のた

めに無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成二十一年十月二十日社保第一〇二〇第一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の把握及び指導援助が行われているか管内福祉事務所毎の状況を把握の上、必要に応じて転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認出来たことを十分に説明の上、出来れば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等と同行させ少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に二回以上の訪問計画を策定の上で担当現業員に確実に実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス（食事、入浴、排

泄、洗濯、清掃など）に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などの生活状況等を確認することについての徹底をお願いする。

なお、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者への訪問調査の実施に関しては、平成二十一年度第二次補正予算に計上された「住宅確保・就労支援員」の活用についても積極的に助言願いたい。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱しているにもかかわらずまた保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在に脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないにもかかわらず保護を適用し

ている事例などが認められた。現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど除外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は六十五歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真にやむを得ない事情がある場合を除き、法第十条の世帯単位原則により現役暴力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

については、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成十八年三月三十日社保第〇三三〇〇二号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会することを、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

不正受給等の防止及び適正な債権管理について
(ア)申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について
平成二十年度における不正受給件数及び金額は、被保護者の増加及び課税調査の徹底等から、平成十九年度の一五、九七九件九、一八二、九四四千円から一八、六二

三件三〇、六一七、九八二千円と増加している。
その内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金・手当等受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性がある事例が散見された。
また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であったり、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第七十八條ではなく法第六十三條を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第六十三條の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止出来る事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第六十三條による返還金及び法第七十八條による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、

未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において法第六十三條及び法第七十八條の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金・手当等受給権の確認、保護開始時だけでなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活保護法」による保護の実施要領について（昭和三十六年四月一日厚生省発社第一二二二号厚生事務次官通知）第八一三の（三）のク及び課長通知第八の五十八に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であつて、就学のために必要な最

小限度の額（私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限り））にあてられる費用等）について、収入として認定しないことについても併せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ)課税調査の徹底について
課税調査については、局長通知第十二の三及び「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成二十年十月六日社援保発第一〇六〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等が思料される事例が認められた。さらに、その後の調査につれての進行管理ができていないことから、法第七十八條等の決定が翌年度となっている事例も

認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第二十九條に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないかと判断したケースも含めた査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理等の徹底の指導を更にお願する。

(ロ)不当受給に係る保護費の法第六十三條による返還又は法第七十八條による徴収の適用について
監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第六十三條が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うな

ど特段の再発防止策を講じること

もなく、世帯主が世帯員に対して周知していないなどといったことを理由に法第六十三條の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していないが就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第六十三條を適用することは、法第六十一條により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

については、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底並びに「生活保護問答集」について（平成二十一年三月三十一日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）問十三「一踏まえた法第六十三條及び法第七十八條の適切な適用についての指導を更に徹底すること。」

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告の義務の徹底とともに、特に

不当受給に係る保護費の法第六十三條による返還の適用については

ケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

(ロ)事後調定は是正と適正な債権管理について
生活保護費国庫負担金の精算については、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」（平成十七年九月二十九日社援保発第九二九〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において明確になっているにもかかわらず、会計検査院の検査において、一部の自治体が所謂事後調定若しくは随時調定を未だに継続し適正な生活保護費国庫負担金の精算を行っていないことが認められたところである。

また、監査の結果、一部の実施機関において、地方自治法第七十一條の六に基づく履行延期の特約の手續が適正にされないまま分割納入が事実上行われている事例、督促状や催告状の送付が行われず口頭による督促を実施した記録もない事例、債務承認などによる適切な時効中断手續が行われていない事例なども認められたところである。

現業員による法第六十三條によ

る返還金等の横領事件においては、債権管理が適正に行われていないことがその要因となった事例も認められているところである。

については、都道府県等本庁においては、指導監査において、法第六十三條による返還金及び法第七十八條による徴収金について適正な債権管理が実施されているか、抽出した個別ケースの調定原簿、債権管理簿、納入領収書（控）票等によって確認し、不適切な取扱が行われていた場合には、口頭による指導だけでなく文書による是正改善の指示を行うことで是正改善結果を確認すること。

特に所長等幹部職員に対し、債権管理責任者が査察指導員との連携により、調定履行延期の特約の手續き、督促状や催告状の送付、納入指導及び債務承認などによる時効中断手續などについて、被保護者だけでなく、元被保護者である債務者及び債務者が死亡した場合の相続人に対して適切に実施するよう指導をお願いしたい。

才 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について
監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無について、確認が十分ではない事例が散見された。また、先般、会計検

査院より介護扶助又は医療扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適正な活用が十分行われていないとの指摘を受けたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付滞り期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保険者に対し助言指導を徹底するよう管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助十割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについての指導を徹底する

こと。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用を徹底について指導を願いたい。

なお、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助十割支給に係る障害者自立支援給付の活用については、平成二十二年度における生活保護法施行事務監査の実施結果報告及び厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料において、その検討状況等について報告を求めることとしているので留意いただきたい。

診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、特に資格点検及び縦覧点検が適切に実施されているか疑問がある実施機関が認められた。また、他の実施機関と比べ著しく極端に過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

日社援保第五十四号厚生省社会・援護局保護課長通知が平成十八年三月三十一日社援保発第〇三三〇六号により改正され、被保護者の委任状は不要となつていて、あらためて申し添える。

現業員等による生活保護費の詐取等の不正事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成二十二年一月までに十一件となつている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることから、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も含めた法第六十三条による返還金及び法第七十八条による徴収金並びに遺留金品等の取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」(平成二十一年三月九日社援保発第〇三〇九〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア)訪問調査活動について
監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケ一

「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」(平成二十二年十二月十四日社援保第七十二号厚生省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか指導監査において実地に確認し、必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進事業(②)のア、診療報酬明細書点検等充実事業において、外部委託等について資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて指導を願いたい。

キ 代理納付について
監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、代理納付制度の実施が遅れている又は滞納の発生状況について適宜、把握がされていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃等について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が取れないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

スであるにもかかわらず開始後一度も訪問されていない事例、一年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

特に昨年度後半以降、新規申請及び開始が急増していることから、他の実施機関においても継続ケースに対する訪問調査活動に支障が生じているのではないかと憂慮される。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を实地に把握し、援助方針に反映させること、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

ついては、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第十二の一に基づき、訪問計画に基づき適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これらの扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反することである。

ついては、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の適切な活用等について」(平成十九年十月五日社援保発第一〇〇五〇〇二号、社援指第第一〇〇五〇〇一号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査室長連名通知)等を踏まえ、未だ代理納付制度の実施が遅れている実施機関についてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報が適宜、当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について新たな滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について」(平成二十二年九月一

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの「平成十七年三月三十一日付け社援保発第〇三三〇三〇三〇号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めることによる」個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を三回目以上の家庭訪問とみなすことが出来ることについても助言願いたい。

(イ)病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について
監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要

に依りて検診を命じることによる病状の把握が適切に行われず、その結果、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常に重要となっている。

については、稼働能力の活用判断については、局長通知第4及び課長通知第四の一により示されているとおりであり、その結果、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成十四年三月二十九日社援発第〇三二九〇二四号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することでの確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第十一の二に基づき「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「Ⅱの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

自立支援プログラムの基本方針について(平成十七年三月三十一日社援発第〇三三〇〇三三〇号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)」について(平成十七年三月三十一日厚生労働省社会・援護局長通知)、「生活保護受給者等就業支援事業」活用プログラム実施要綱について(平成十七年三月三十一日雇児発第〇三三〇〇一九号・社援発第〇三三〇〇一九号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)などを踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会を活用等との連携により、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じることにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークなどへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。

がないのにもかかわらず再度期限を付して照会をしない事例などが認められた。実施機関によっては、そもそも局長通知第五について全く理解せず、把握された扶養義務者に対して一律に文書による照会をしているところも認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、扶養義務の取扱いについては、局長通知第五に基づき、別冊問答集第一編第五を踏まえ、管内の実施機関に対し指導を徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、局長通知第五の趣旨及び重点的扶養能力調査対象者の取扱いについて徹底願いたい。

なお、重点的扶養義務調査対象者に係る扶養能力調査及び扶養の履行状況の調査は年一回程度行うこととされていることに留意すること。

⑤要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用が可能な世帯であるにもかかわらず、必要な指導援助が行われていない事例が認められた。

については、都道府県等本庁にお

いては、指導監査等において要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金の活用が可能な世帯であるにもかかわらず未だにその活用が図られていない事例が認められた場合には、当該事例を個別に検討の上、必要な指導指示を行うこと。

⑥実施体制の整備等について

a. 実施体制の整備について

監査の結果、増加する保護の相談や新規申請の処理に追われる中、一部の実施機関において現業員による継続ケースへの指導援助が不十分な事例が多数認められた。特に稼働可能な被保護者に対する就労指導又は就労支援については、時機を逸せずに適切に実施することが重要であることから、現業員の配置等実施体制の整備は喫緊の課題となっている。

b. 組織的運営管理について

監査の結果、一部の実施機関において、訪問調査活動、病状の把握及び就労指導・就労支援、扶養義務の取扱及び他法他施策の活用など生活保護の適正な決定実施の基本的事項に多数の問題が認められたが、これらの原因として、前年度の監査結果等が福祉事務所の生活保護業務の実施方針及び事業計画に反映されていらないこと、査察指導員等によるケース審査が的確に行われずさらに現業員への指示事項に係る進行管理も徹底されていないなど、所長等幹部職員及び査察指導員による組織的運営管理にそもそもの問題があることが認められたところである。

については、都道府県等本庁においては、年度当初に管内実施機関(福祉事務所)の実施方針及び事業計画が、「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針」の策定について(平成十七年三月二十九日社援発第〇三二九〇二四号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「生活保護業務の実施方針」の策定に関するQ&Aの送付について(平成十七年三月二十九日厚生労働省社会・援護局長通知)を踏まえ、前年度の監査結果や国の生活保護行政の重点事項等を反映するなど適切に策定されるよう助言指導を行った上で、指導監査に当たってその実施状況を確認すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、②現業員業務及び査察指導などに係る各種マニユアルの整備、③チェック表などを活用した一斉点検の実施、④日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理の強化について、指導を徹底願いたい。

また、職業安定行政その他の関係機関等との連携強化、自立支援プログラムの活用促進及びセーフティネット支援対策等事業費補助金等を活用した面接相

国の実施する法施行事務監査は次の三つの類型に分類し実施することとしている。

【重点】毎年度、本庁及び複数の福祉事務所に對する実地監査を実施。

【一般A】毎年度、本庁及び一福祉事務所に対する実地監査を実施。

【一般B】毎年度、本庁監査(於、県市本庁)を実施。なお、福祉事務所に対する実地監査は隔年で実施。

三類型の對象都道府県、指定都市については、次のとおりであるので、対応方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、重大な事件・事故等の発生を踏まえ、重大な問題を有すると判断した福祉事務所等については、必要に応じ特別監査等を実施することとしているので了解願いたい。

①重点監査：三都府市
東京都、大阪府、大阪市

②一般監査A：三十道府県市
北海道、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、静岡県、

生活保護法施行事務監査事項

主眼事項	1 保護の適正実施の推進	(1) 保護の相談・申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底
1 面談相談時等における適切な対応と事務処理	(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた適切な対応が行われているか。	(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた適切な対応が行われているか。
(2) 生活費、医療費、介護費、住宅費等の把握	(2) 生活費、医療費、介護費、住宅費等の把握は、適切に行われているか。	(2) 生活費、医療費、介護費、住宅費等の把握は、適切に行われているか。
(3) 住居確保給付金及び預貯金の保有状況、失業、水道・電気等のライフラインに係る滞り状況等	(3) 住居確保給付金及び預貯金の保有状況、失業、水道・電気等のライフラインに係る滞り状況等は、適切に行われているか。	(3) 住居確保給付金及び預貯金の保有状況、失業、水道・電気等のライフラインに係る滞り状況等は、適切に行われているか。
(4) 相談内容、助言結果が面接記録等に記録され、所長等幹部職員まで決定されているか。	(4) 相談内容、助言結果が面接記録等に記録され、所長等幹部職員まで決定されているか。	(4) 相談内容、助言結果が面接記録等に記録され、所長等幹部職員まで決定されているか。
(5) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったか、扶養が保護の要件であるかのように説明するなどの、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は行われていないか、保護申請の意思を確認しているか。	(5) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったか、扶養が保護の要件であるかのように説明するなどの、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は行われていないか、保護申請の意思を確認しているか。	(5) 相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったか、扶養が保護の要件であるかのように説明するなどの、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は行われていないか、保護申請の意思を確認しているか。
(6) 申請の趣旨が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。	(6) 申請の趣旨が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。	(6) 申請の趣旨が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか。
(7) 保護申請書の提出及び保護申請の受付は迅速に行われているか。	(7) 保護申請書の提出及び保護申請の受付は迅速に行われているか。	(7) 保護申請書の提出及び保護申請の受付は迅速に行われているか。
(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利義務の周知徹底は図られているか。	(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利義務の周知徹底は図られているか。	(8) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利義務の周知徹底は図られているか。
(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保護指導員、保健師、介護士、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制がとられているか。	(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保護指導員、保健師、介護士、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制がとられているか。	(9) 生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保護指導員、保健師、介護士、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制がとられているか。
(10) 保護開始時における調査の徹底	(10) 保護開始時における調査の徹底	(10) 保護開始時における調査の徹底
(11) 資産等の把握状況	(11) 資産等の把握状況	(11) 資産等の把握状況
ア 保護の申請書、資産申告書、不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、筆跡資料等に基づき十分審査されているか。	ア 保護の申請書、資産申告書、不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、筆跡資料等に基づき十分審査されているか。	ア 保護の申請書、資産申告書、不動産、預貯金、生命保険、自動車等)及び収入申告書(稼働収入、年金等)の内容は、筆跡資料等に基づき十分審査されているか。
また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、年金事務所等)調査等によって十分に確認・確認されているか。	また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、年金事務所等)調査等によって十分に確認・確認されているか。	また、生活圏内の関係先(金融機関、保険会社、年金事務所等)調査等によって十分に確認・確認されているか。

開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…査察指導業務の基本についての講義、事例発表及び意見交換等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等
開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…今求められる査察指導業務や自立支援について、事例発表及び研究協議等	開催時期…平成二十二年八月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等	開催時期…平成二十二年五月二十日 開催日数…三日 開催場所…首都圏 内容…国・市の重点事項の趣旨や監査手法の徹底及び意見交換等

- (2) 状況の調査が、年1回程度行われているか。
- 3 関係機関等との連携
- 関係機関、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護保険等との連携が円滑に行われているか。
- 1 権利、義務の周知徹底
- 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。なお、高校生アルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生アルバイト収入については、未成年者控除等の助給控除及び高等学校等就学費の支給対象外給費等の収入認定除外について、周知されているか。
- さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。
- 2 資産及び収入の把握
- (1) 資産の把握
- ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。
- また、資産の申告内容に変化はないか。
- 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。
- イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。
- (2) 収入の把握
- 就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書を徴収されているか。
- ア 稼働収入の把握
- (1) 収入申告書は、毎月徴収されているか。その際、給与証明書等、証書は添付されているか。
- (2) 収入申告書及び給与証明書等、証書資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。
- イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
- (1) 収入申告書は適切に徴収されているか。必要に応じて、年金改定通知書（年金）等、証書資料は添付されているか。
- (2) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じて、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
- 3 訪問調査活動の充実
- ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。
- なお、個々の被保護世帯への訪問基準の策定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に留意し、当該世帯への指導援助の必要性が判断されたものとなっているか。
- イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。
- また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
- (2) 訪問調査活動の状況
- ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。
- また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じて随時の訪問が実施されているか。
- 特に、長期未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
- イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。
- また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
- ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
- エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。
- オ 民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
- オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。
- カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

- (2) 仕送り額は、的確に把握されているか。
- ウ 課税状況調査の実施状況
- (1) 毎年、全ケースの世帯員全員について、6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に、管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対して課税情報の提出につき協力を求めているか。
- なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在に継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。
- さらに、その調査結果が反映されているか。また、法第78条適用等の処理が、遅くとも年度内に完了しているか。
- (2) 課税状況調査の実施漏れや表題の遅延等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。
- ア 日本年金機構より35歳、45歳及び55歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。
- イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。
- ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。
- その他、他法給付金の活用
- 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先利用の可能性等、他法給付金の活用について検討されているか。
- (5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱
- 入院患者日用品費等の負担金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (1) 3 援助方針の策定
- 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。
- また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得よう説明しているか。
- また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度反映されているか。
- 5 就労阻害要因の把握
- 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
- (1) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じて検診命令等により的確に、年1回以上把握されているか。
- (2) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が踏まえられ、適切に行われているか。
- (3) 個別具体的な指導援助の充実
- 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況
- ア 稼働能力を活用しているか否かについては、
- ① 稼働能力
- ② 稼働能力を活用する意思
- ③ 稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。
- イ 就労・求職状況管理目標が設定されているか。
- また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導が行われているか。
- ウ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。
- エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。
- また、求人情報等の収集提供、必要に応じて公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。
- オ 稼働能力及び地域の賃金水準等から見て、就労日数・時間・収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。
- また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢・資格・生活歴・職歴等から求職者に適した稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。
- カ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じて、文書指示により徹底されているか。
- また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があることを認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の要否、停止若

- (2) 状況の調査が、年1回程度行われているか。
- 3 関係機関等との連携
- 関係機関、民生委員、保健所、障害者更生相談所、児童相談所、町村役場、公共職業安定所、医療機関、介護保険等との連携が円滑に行われているか。
- 1 権利、義務の周知徹底
- 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。なお、高校生アルバイト収入等の申告義務についても周知されているか。その際、高校生アルバイト収入については、未成年者控除等の助給控除及び高等学校等就学費の支給対象外給費等の収入認定除外について、周知されているか。
- さらに、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。
- 2 資産及び収入の把握
- (1) 資産の把握
- ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。
- また、資産の申告内容に変化はないか。
- 特に、処分価値が大きいと認められる不動産については、評価替えの時点に併せて評価額が的確に把握されているか。
- イ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金制度の活用など、資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。
- (2) 収入の把握
- 就労可能と判断された被保護者については、収入の有無にかかわらず毎月（収入が安定している場合は3箇月ごと）、就労困難と判断された被保護者については少なくとも12箇月ごとに収入申告書を徴収されているか。
- ア 稼働収入の把握
- (1) 収入申告書は、毎月徴収されているか。その際、給与証明書等、証書は添付されているか。
- (2) 収入申告書及び給与証明書等、証書資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。また、必要に応じて事業主等の関係先調査は行われているか。
- イ 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
- (1) 収入申告書は適切に徴収されているか。必要に応じて、年金改定通知書（年金）等、証書資料は添付されているか。
- (2) 年金、保険金等の受給権の有無及び受給金額は、必要に応じて、年金事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
- 3 訪問調査活動の充実
- ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合、生活状況の把握、保護の要否及び程度の確認、自立助長のための助言指導など、訪問調査活動の目的を達成するために考慮されているか。
- なお、個々の被保護世帯への訪問基準の策定にあたっては、訪問基準を画一的に当てはめることなく、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に留意し、当該世帯への指導援助の必要性が判断されたものとなっているか。
- イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。
- また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。
- (2) 訪問調査活動の状況
- ア 訪問は、訪問計画に沿って確実に実施されているか。
- また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じて随時の訪問が実施されているか。
- 特に、長期未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。
- イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。
- また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。
- ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。
- エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。
- オ 民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。
- オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。
- カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

- (2) 仕送り額は、的確に把握されているか。
- ウ 課税状況調査の実施状況
- (1) 毎年、全ケースの世帯員全員について、6月以降、課税資料の閲覧可能な時期に速やかに調査が実施されているか。特に、管外市区町村に住民票がある者については、当該市区町村に対して課税情報の提出につき協力を求めているか。
- なお、未申告の収入が判明した場合、その収入を継続して得ているかを確認し、現在に継続して収入があることが判明した場合、遅くとも8月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理が行われているか。
- さらに、その調査結果が反映されているか。また、法第78条適用等の処理が、遅くとも年度内に完了しているか。
- (2) 課税状況調査の実施漏れや表題の遅延等を防止するため、査察指導員等による進行管理や全ケースに係る調査結果の点検等、課税状況調査を的確に行う体制の整備が図られているか。
- ア 日本年金機構より35歳、45歳及び55歳時に送付される「ねんきん定期便」を活用するなど、老齢基礎年金等の受給権について確認されているか。
- イ 一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金や労働者災害補償保険の障害（補償）給付等の受給権について確認されているか。
- ウ 遺族厚生年金や労働者災害補償保険の遺族（補償）給付等の受給権について確認されているか。
- その他、他法給付金の活用
- 身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の取得、介護扶助または医療扶助について自立支援給付等の優先利用の可能性等、他法給付金の活用について検討されているか。
- (5) 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱
- 入院患者日用品費等の負担金は、少なくとも12箇月ごとに把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
- (1) 3 援助方針の策定
- 援助方針は、アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の関係機関調査により把握した生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じて具体的に策定されているか。
- また、策定した援助方針については、要保護者本人に理解を得よう説明しているか。
- また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度反映されているか。
- 5 就労阻害要因の把握
- 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。
- (1) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、直近のレセプトの活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じて検診命令等により的確に、年1回以上把握されているか。
- (2) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が踏まえられ、適切に行われているか。
- (3) 個別具体的な指導援助の充実
- 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況
- ア 稼働能力を活用しているか否かについては、
- ① 稼働能力
- ② 稼働能力を活用する意思
- ③ 稼働能力を活用する就労の場があるか否かにより判断し、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等により組織的に検討されているか。
- イ 就労・求職状況管理目標が設定されているか。
- また、対象者には、求職活動状況・収入申告書を毎月提出させ、内容を把握し、必要な指導が行われているか。
- ウ 就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。
- エ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。
- また、求人情報等の収集提供、必要に応じて公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。
- オ 稼働能力及び地域の賃金水準等から見て、就労日数・時間・収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。
- また、地域の有効求人倍率や求人情報等を踏まえ、稼働能力を有している者の年齢・資格・生活歴・職歴等から求職者に適した稼働能力が活用されていない場合は、転職を含む増収指導が行われているか。
- カ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じて、文書指示により徹底されているか。
- また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。
- キ 被保護者に対し、検診命令に従わない場合において、必要があることを認められるときは、保護の申請が却下され、又は保護の要否、停止若

2 医療扶助の適正運営の確保	1 不正受給ケースに対する措置 (1) 不正受給等については、法第78条により厳正に指導されているか。 また、悪質なケースについては、告知等が行われているか。 (2) 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (3) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析された上で、適切に適用されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか。年金、手当等の受給権の確認が適切に行われていたか等、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。 (4) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとれているか。 2 医療扶助受給者に対する指導援助及び適正運営の状況 (1) 1 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき診療指導、療養指導等が適切に行われているか。 (2) 継続して医療を必要とするときには、原則、3箇月（併給入院外患者及び訪問看護の利用者は、6箇月）ごとに、医療要否見直し等により医療扶助継続の要否が十分検討されているか。 (3) 長期入院患者の要否を把握し、必要な指導援助が行われているか。 ア 社会的入院を余儀なくされている入院患者について、要介護者については、介護施設への入所や介護サービスの活用を図り、精神障害者については、精神障害者退院促進事業を活用するなどして、在宅生活への移行が図られるような必要な指導援助が行われているか。 イ 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。 (4) 1 額面受給者に対する適正受給指導状況 ア 額面受給者指導台帳等が整備されているか。 イ 額面受給の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。 ウ 額面受給の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。 (5) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。 (6) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。 (7) 被保護者に対して、パンフレット等を用いて説明を行うなど後発医薬品の適切な選択について周知徹底を図っているか。
-----------------------	--

2 不正受給防止対策等の推進	(1) 不正受給防止対策等の推進 (2) レセプトの点検、活用状況 (1) 1 レセプトは、個別ケースごとに直近6箇月程度は綴綴され、療養指導等當時活用できている状態となっているか。 また、病状の把握、療養指導等に際し、現業員、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。 (2) 資格審査、単月点検、縦覧点検について、医療事務の経験がある者等によって、適切な方法により実施されているか。また、単月点検、縦覧点検を業務委託している場合、仕様の見直し、競争入札の実施等を行うことなく、安易に同業者と長期契約を結んでいるか。 (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。 (4) 医療費交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。 3 移送給付等の状況 (1) 移送給付にあたっては、画一的な取扱いによって一律に給付を認めず、被保護者が必要な医療を受けられなくなることのないよう、適切に給付の決定が行われているか。 また、「生活保護法」による医療扶助運営要領について、「一部改正について」（平成22年3月12日）と「第1号厚生労働省社会・援護局長通知」を踏まえ、不正受給や過大給付などが発生しないよう所定の手続に則って、個々の事案ごとに十分な検討が行われているか。 (2) 施術、治療材料給付 あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。 また、施術については慰安の目的でないかなど施術を必要とする理由、施術日数、施術回数等の妥当性について嘱託医と協議のほか、必要に応じて施術者への確認や検診命令により把握の上、福祉事務所が十分検討しているか。 なお、施術の給付についての往診料の算定は、歩行困難等、真に安静を必要とする者等、通所して治療を受けることが困難な場合に限って行われているか。 4 嘱託医等の配置及び活動状況 (1) 嘱託医が週一回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。 (2) 精神科などの嘱託医の確保が困難な場合について、必要に応じ業務委託医の活用が検討されているか。 (3) 医療扶助の要否及びケース援助に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
-----------------------	--

(3) 適正な保護の決定事務の確保	1 保護の開始 保護の開始は、急迫性がないにも関わらず要保護者の資産及び収入に係る必要な関係先調査をせずに開始していることはいかないか。また、保護の開始・申請の却下は、要否の判定を適正に行い決定されているか。 2 保護の停止 保護の停止は、当該世帯における収入の増加、最低生活費の減少等により保護を要しない状態に陥るに陥った上で、医療費、介護費用等を含めて適正に要否の判定を行い決定されているか。また、停止決定の理由は明確か。 (2) 「併給」による停止 ア 「併給」は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思によるものか。 また、本来不必要な「併給」を一律に撤廃していないか。 イ 被保護者本人から自立の目的を具体的に聴取するなど、停止により直ちに急迫した状況に陥ることのないよう十分確認しているか。 ウ 保護の停止決定の判断は、必要に応じケース検討会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 エ 保護の停止に際し、当該世帯の国民健康保険や国民年金への加入等の諸手続及び急迫状況に陥るに陥るよう必要に応じ再発所・再申請について助言がされているか。 また、地域の民生委員（保護停止の旨を連絡するなどにより、保護停止後の当該世帯の自立生活を支える配慮がされているか。 (3) 指導指示違反による停止 ア 指導指示内容及び期限の設定については被保護者本人の保護の目的達成上、必要ならその実現の可能性があるか。 イ 法第78条による指導指示は、文書による指導指示の発出に、原則として、口頭により直接当該被保護者に対して確実に行われているか。 ウ 指導指示違反に対する弁明の機会を設けているか。また、その日時や通知の手続は適切か。 エ 指導指示に従わない場合において、保護を停止する前に、保護の停止等について検討しているか。 オ 保護の停止決定の判断及びその手続は、必要に応じケース検討会議等に諮るなど組織的に対応されているか。 最低生活費の算定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の開始及び変更並びに停止及び再発所が行われた場合に、被保護者に対し通知されたとともに、必要な教示が行われているか。 収入申告内容の確認等の状況 (4) 収入申告内容の確認等の状況 1 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 また、三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。
--------------------------	--

3 介護扶助の適正運営の確保	(4) 現業員等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。 5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、援助方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。 6 他法他協会の活用及び関係機関との連携状況 (1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。 (2) 患者の病状等に際し、障害者自立支援法、感染症予防法に基づく結核医療等の適用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。 特に次の点について、関係機関との連携が図られ、確認がされているか。 ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。 イ 精神科の通院について、精神通院医療適用確認書を活用するなど、障害者自立支援法第58条の適用について検討が行われているか。 ウ 人工透析医療、ペースメーカー交換術移植術、人工関節置換術等について、更生医療に係る自立支援給付の優先適用について検討及び確認が的確に行われているか。 1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況 (1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、服薬相談等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。 (2) 介護扶助の要否判定、程度について、居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の受給者を検討の上、適正に決定されているか。 (3) 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認が的確に行われているか。 2 福祉用具及び住宅改修の給付状況 (1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導がなされているか。 (2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。 (3) 福祉用具の使用状況を定期的に確認しているか。 (4) 住宅改修前後の状況を定期的に比較し、改修効果を確認しているか。 3 他法他協会の活用及び関係機関との連携の状況 40歳以上65歳未満の介護保険法施行令（平成10年政令第41号）を
-----------------------	---

3 実施体制の確保	(1) 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。 ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。 エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業を実施する等、その対応策を講じているか。 (4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。 2 生活保護業務の実施方針及び事業計画の状況 (1) 保護の動向及び雇用情勢と地域の状況について、分析を行い、対応すべき課題について整理し、前年度の監査指導事項などを踏まえ、実施機関の抱える課題を分析し、その要因を把握しているか。 (2) 実施方針については、所長等幹部職員及び現業員等関係職員の参加のもとに十分討議し、早急な改善や対応が必要な事項を中心とした実効性のある方針が立てられているか。 また、問題を発生している要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法が盛り込まれているか。 (3) 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期等に、具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画が策定されているか。 (4) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要と判断している場合は、次年度の実施方針に反映するなどの措置がなされているか。 3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況 (1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。 (2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がなされているか。また、実施方針等に反映されているか。 (3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指導又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討がなされているか。 4 ケース診断会議の活用状況 援助困難ケースに対する援助方針の策定、法第63条の一部適正化免除法第78条の適用、新規開始及び廃止決定、暴力団員の保護の適用、自動車等の保有可否の決定、法第27条による指導指示をする場合において
------------------	---

3 介護扶助の適正運営の確保	(1) 適正な入所措置事務は確保されているか。 (2) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (3) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 (4) 入所措置後の継続の要否が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 また、措置費を発生させた場合の措置換えは適正に行われているか。 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (2) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。 (3) 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 所長等幹部職員は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。
-----------------------	---

3 実施体制の確保	(1) 適正な入所措置事務は確保されているか。 (2) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事務が行われているか。 (3) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 (4) 入所措置後の継続の要否が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 また、措置費を発生させた場合の措置換えは適正に行われているか。 入所措置後、年一回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (2) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。 入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。 (3) 理事者等の現状認識 (1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。 (2) 所長等幹部職員は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。 (3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。
------------------	---

[illegible]

- (1) ホームレス等に対する保護の適用状況
ホームレスに対する保護の適用にあたっては、居居場所がないことや復旧能力があることのみをもつて保護の要件に欠けるものではないことに留意し、実態とされているか。
- (2) 直ちに居住生活と密着することと困難とされ、保護施設や第二種無料低額賃貸宿泊所において保護されたホームレスについては、その状況に応じて訪問調査活動を通じて、その状況に応じたホームレスと各種障害者福祉施設等への入所が検討されているか。
- (3) 施設入所中の被保護者については、その状況に応じて訪問調査活動を行い、生活実態を把握するとともに、居宅生活への円滑な移行に向けて施設職員や民生委員等関係機関との連携を図り、日常生活訓練、就業の機会、確保等の必要な支援を図る。
- (4) 第二種無料低額賃貸宿泊所等に収容する被保護者については、平成21年10月20日、少壮者10220名、1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知を踏まえ、少なくとも1年に2回以上家庭訪問するよう訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動を行い、利用料金、金銭管理、居室の状況等も含めた生活実態を把握するとともに、自立に向けた必要な指導援助が行われているか。
- (5) また、被保護者の生活状況が急変であると認められた時には、居居指導を行うとともに、必要な支援が行われているか。
- (6) 福祉事務所との連携に際して適切な組織運営
小規模な福祉事務所において、事務指導員任せにならないよう、保護の適正運営が組織的に継続的に確保される体制が取られているか。
- (7) また、他の福祉事務所等と共同し、実務を中心とした研修やケース事例研究協議会、実地水庫の維持向上のための努力がされているか。
- (8) 大規模な福祉事務所において、組織運営の一体性が確保されるよう、併付社会福祉協議会の定期開催、全寮指導マニュアル及び補助員の整備、各種委員会の組織などの工夫がされているか。
- (9) 職員による不正事件の再発防止について
過去において職員による不正事件の発生した福祉事務所についてはその発生原因及び背景を分析した上で、適切な再発防止策が策定されかつ確実に実施されているか。
- (10) また、他の福祉事務所においても、職員による同様の不正事件が発生しないよう再発防止策の情報共有を通じて未然防止策が徹底されているか。

- 4 現業員等による生活保護費の詐欺等の不正防止等について
保護費等の支給について
- (1) ア 電算システムにおける決裁確認機能の有無（無い場合は、代替確認の方法）
イ 窓口支給における現業員の関与の有無及び範囲
ウ 未支給保護金品の管理方法
エ 当課受領の有無（委任状及び代理支給を認める範囲）
オ 当該被保護世帯主又は世帯員が受領に委出出来ない場合の保護金品の取扱
カ 保護決定通知書の事前送付の有無
ク 窓口支給の繰戻状況
ク 被保護者等からの問い合わせ受付体制
ク 返還金・徴収金について
ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無
イ 現業員等の事務の範囲及び取扱ひ手順
ウ 決定前との連絡・徴収金相当額の預かり金の有無とその管理方法
エ 納付指導等における返還金・徴収金の徴収方法
オ 現金管理及び相互牽制方法
カ 被保護者等からの問い合わせ受付体制
キ 遺留金品の取扱いについて
- (3) ア 決裁権者等を明確にした事務処理規程等の有無
イ 現業員等の事務の範囲及び取扱ひ手順
ウ 現金管理及び相互牽制方法
エ 被保護者等からの問い合わせ受付体制
5 ケース記録等事務処理の管理状況
1 ケース記録等個人情報資料については、秘密が維持されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
(2) 関係先関係等にかかる決裁文書等の処理については、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
イ 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
1 被保護者又は申請者等の言動から暴力団員ではないかとの疑いが持たれたとしても、その経歴などから暴力団親交者との交際の可能性がある場合、警察・関係機関との連携を十分図り適切に処理されているか。
特に高齢又は障害、傷病などにより、安易に暴力団員の該当性がな
いと判断しないか。
(2) 保護を申請した又は申請しよとする者（以下、「申請者等」という。）が暴力団員である場合には、現業員等のみに任せることなく、ケース診